

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県立公文書館条例		
条 例 番 号	平成 5 年神奈川県条例第 24 号	法 規 集	第 4 編第 1 章第 4 節
所 管 部 局 室 課	県民部情報公開課		
条 例 の 概 要	神奈川県立公文書館の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	公文書館は、歴史資料として重要な公文書等の収集、保存等を一元的に行っており、現在でも設置する必要がある。 この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公文書館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	歴史的公文書等の保存、閲覧等及び調査研究並びに県民の文化活動の場を提供するための施設で、中間保管庫機能（重要な公文書を保存期間満了前の一定期間集中保管する機能）を有するなど先進的な機能を有しており、本県の公文書管理の中核施設として有効に機能している。	保管文書数(平成 19 年度末) 歴史的公文書：193,825 点 古文書等：130,718 点 現用公文書：29,295 点 引受け文書数 平成 19 年度 文書保存箱：8,770 箱 簿冊：958 冊 平成 18 年度 文書保存箱：8,751 箱 簿冊：941 冊
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	県機関で保存期間が満了した公文書等の歴史資料としての選別、保存等の機能を公文書館に集約することは、県行政の効率化に資するものである。 また、運営に当たっては、設備管理業務や清掃業務などについて、民間事業者への委託を実施するなど、効率的な運営が行われている。	情報公開制度に準じた閲覧制限に係る審査事務や、引き渡された文書の選別作業を適切に遂行するため、県直営による運営を継続する必要がある。
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	公文書等の閲覧等の充実により県民との対話による開かれた県政を推進するため、「神奈川県力構想」に基づき運営しており、県の基本方針に合致したものである。	
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)